

申請期限 令和5年10月31日(必着)



- 要件を満たす場合は、別紙の「簡易な収入(所得)見込額の申立書(家計急変世帯)」と一緒に、郵送にてご提出いただくか、糸満市臨時特別給付金担当窓口(糸満市役所1階ロビー)に、直接ご提出ください。
- 申請書等は、糸満市のホームページ(QRコード➡)からダウンロードできます。給付金担当窓口でも配布しています。

・ 世帯主の方を「申請者」としてください。
 ・ 日中、連絡の取りやすい電話番号を記入してください。

・ 令和5年1月から申請日の属する月の前月までに、住民税均等割非課税相当まで家計急変があった者に丸印(○)を記入してください。

・ 申請者が属する世帯の方、全員を記入してください。
 ・ 現住所と令和5年1月1日時点の住所が異なる方は、令和5年1月1日時点の住所を記入してください。

・ 原則、申請者の口座情報を記入してください。

様式第3号(第6条関係)

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分) 申請書(請求書)

糸満市長 殿 市区町村 受付印

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
テスト タロウ	男	明治・大正 昭和 平成 令和 47年 2月 14日	テスト市字テスト●●番地の● 電話 800 (200) 8232

2. 申請者が属する世帯の状況

(フリガナ) 氏名	申請者との続柄	性別	生年月日	令和5年1月1日時点の住所 (現住所と異なる場合に記載。)	R5.1以降 家計急変があった者
上記1の申請者	本人				<input checked="" type="radio"/>
テスト ハナコ		男	明治 昭和 平成 令和 47年 9月 30日	テスト市字テスト●●番地の●	
テスト 花子		女			
		男			
		女			
		男			
		女			

3. 振込口座 (原則、1.の申請・請求者(世帯主)の口座とします。)※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。
 ※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。
 【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ) ※「1.申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせて下さい。
●● 1.銀行 5歳協 2.金庫 6歳協 3.信託 7歳協 4.信託	●● 本・支店 ●● 本・支所 ●● 出票所	1普通 2当座	1 2 3 4 5 6 7	テスト タロウ

ゆうちょ銀行
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。

ゆうちょ銀行以外
6桁目がある場合は、※欄にご記入下さい。

通帳番号
(右向きでご記入下さい。)

口座名義(カナ)
※通帳の表記に合わせて下さい。

(注) 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、糸満市臨時特別給付金コールセンター(0120-824-288)までお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

窓口でのご相談は「予約制」です

● 糸満市臨時特別給付金担当窓口

糸満市役所1階ロビーに担当窓口を設置しています。新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、窓口でのご相談は、予約制となっています。ご予約は、右記のコールセンターまでご連絡ください。

糸満市臨時特別給付金
コールセンター

☎ 0120-824-288

8:30~17:00 ※土日祝、12/29~1/3を除く



【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック(✓)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)(以下「給付金(家計急変世帯分)」という。)の支給要件(※)に該当します。
- ② ※ 給付金(家計急変世帯分)の支給対象となるには、以下の要件を全て満たすことが必要です。
 - ・世帯の全員が、令和5年度住民税非課税水準相当である。
- ③ 給付金(家計急変世帯分)は、予期せず家計が急変し収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、定年退職による収入の減少、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものを対象月として給付申請した場合など、予期せず家計が急変し収入が減少したわけではないにも関わらず、支給申請することは、不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の懲役刑に処されることがあります。
- ④ 給付金(家計急変世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、前住所地での給付金の受給の有無のほか、糸満市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金(家計急変世帯分)の請求書として取り扱います。
- ⑦ 市区町村が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年11月15日までに、市区町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(家計急変世帯分)が支給されないことに同意します。
- ⑧ 給付金(家計急変世帯分)の支給後、申請書(請求書)に記載事項について虚偽であることが判明した場合や、給付金(家計急変世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(家計急変世帯分)を返還します。

・ ①から⑧までの誓約・同意事項を確認の上、チェック(✓)を記入してください。

・ 必ず提出が必要です。提出書類に不備がないか確認し、チェック(✓)を記入してください。

・ 表面の「4.住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)の受給状況」にチェックのある方は、これらの資料の提出は不要です。

・ 記載内容に間違いがないことを確認の上、確認した日付と申請者の氏名を記入してください。

● 申請書等は、糸満市のホームページ(QRコード)からダウンロードできます。給付金担当窓口(糸満市役所1階ロビー)でも配布しています。

【必要書類】 ※必要書類に漏れがないか、口にチェック(✓)してください。

必ず提出が必要です。

- 「住民税非課税等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)(請求書)」(本書)
- 簡易な収入(所得)見込額の申立書【家計急変者】(別紙) ※必要事項を全て記入してください。
- 申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)で、いずれか1点
 - 運転免許証のコピー(住所変更した場合は表裏両面)
 - 健康保険証のコピー(氏名が記載してある面)
 - マイナンバーカードのコピー(写真のある面のみ)
 - パスポートのコピー(写真、住所が記載している面)
 - 介護保険証のコピー(氏名が記載してある面)
 - 特別永住者証明書のコピー(写真のある面のみ)
- ※ 代理人が申請(受給)する場合、居住状況と世帯主と代理人の関係がわかる書類を提出
 - 代理人の本人確認書類(世帯主と同一世帯の方の場合)
 - 登記事項証明書(成年後見人の場合) など
- 世帯状況を確認できる書類の写し(コピー)(取得から3か月以内のもので、いずれか1点)
 - 住民票簿本の写し(コピー)※マイナンバーが記載されていないもの
- (令和5年1月1日以降、複数の自治体に転居した方のみ) 戸籍の附表の写し(コピー)
- 受取口座を確認できる書類の写し(コピー)
 - 振込先口座の通帳のコピー(金融機関名、支店番号、口座番号、口座名義人のカナがわかるページ)
 - 振込先口座のキャッシュカードのコピー(金融機関名、支店番号、口座番号、口座名義人のカナがわかるページ)
- 「任意の1か月の収入」の確認書類(複数ある方は全て)
 - 給与収入がある場合: 給与明細書などのコピー
 - 事業収入または不動産収入がある場合: 帳簿などのコピー
 - 年金収入がある場合: 年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などのコピー
 - 源泉徴収票、確定申告書などのコピー

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 5 年 月 日 申請者氏名 テスト 太郎

